

令和4年2月21日

令和4年広島県議会2月定例会追加議案（その4）

広島県

令和4年広島県議会2月定例会追加議案目次（その4）

追県第1号	令和3年度広島県一般会計補正予算（第16号）	1
追県第2号	令和3年度広島県証紙等特別会計補正予算（第1号）	24
追県第3号	令和3年度広島県管理事務費特別会計補正予算（第1号）	27
追県第4号	令和3年度広島県公債管理特別会計補正予算（第1号）	30
追県第5号	令和3年度広島県国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）	33
追県第6号	令和3年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算（第1号）	36
追県第7号	令和3年度広島県農林水産振興資金特別会計補正予算（第1号）	40
追県第8号	令和3年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第2号）	43
追県第9号	令和3年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第3号）	47
追県第10号	令和3年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）	52
追県第11号	令和3年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）	57
追県第12号	令和3年度広島県病院事業会計補正予算（第3号）	60
追県第13号	令和3年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	62
追県第14号	令和3年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）	64
追県第15号	令和3年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	66
追県第16号	令和3年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	68

追県第 1号議案

令和 3 年度広島県一般会計補正予算（第16号）

令和 3 年度広島県一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,133,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,404,056,719千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県税		312,198,096	15,870,000	328,068,096
	1 県民税	92,318,000	5,596,000	97,914,000
	2 事業税	67,197,000	22,576,000	89,773,000
	3 地方消費税	82,023,000	△ 11,620,000	70,403,000
	4 不動産取得税	7,521,000	△ 62,000	7,459,000
	5 県たばこ税	2,781,000	27,000	2,808,000
	6 ゴルフ場利用税	694,000	29,000	723,000
	7 軽油引取税	23,145,000	△ 266,000	22,879,000
	8 自動車税	35,804,000	△ 422,000	35,382,000
	11 産業廃棄物埋立税	638,000	12,000	650,000
2 地方消費税清算金		123,600,000	10,155,000	133,755,000
	1 地方消費税清算金	123,600,000	10,155,000	133,755,000
3 地方譲与税		34,129,206	14,283,399	48,412,605
	1 特別法人事業譲与税	30,776,990	14,325,000	45,101,990
	2 地方揮発油譲与税	2,882,000	△ 35,000	2,847,000
	3 石油ガス譲与税	106,000	△ 7,000	99,000
	4 自動車重量譲与税	225,000	7,000	232,000
	6 森林環境譲与税	127,206	399	127,605
	7 航空機燃料譲与税	12,000	△ 7,000	5,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 地方特例交付金		1,674,000	36,616	1,710,616
	1 地方特例交付金	1,674,000	36,616	1,710,616
5 地方交付税		180,690,000	33,244,256	213,934,256
	1 地方交付税	180,690,000	33,244,256	213,934,256
7 分担金及び負担金		6,601,003	1,026,095	7,627,098
	1 分担金	711,230	21,243	732,473
	2 負担金	5,889,773	1,004,852	6,894,625
8 使用料及び手数料		9,835,657	△ 149,088	9,686,569
	1 使用料	5,724,880	△ 15,291	5,709,589
	2 手数料	4,110,777	△ 133,797	3,976,980
9 国庫支出金		345,638,016	8,357,220	353,995,236
	1 国庫負担金	99,086,454	△ 10,398,399	88,688,055
	2 国庫補助金	241,627,767	19,087,365	260,715,132
	3 委託金	4,923,795	△ 331,746	4,592,049
10 財産収入		5,239,583	173,784	5,413,367
	1 財産運用収入	869,714	28,746	898,460
	2 財産売払収入	4,369,869	145,038	4,514,907
11 寄附金		149,764	16,380	166,144
	1 寄附金	149,764	16,380	166,144
12 繰入金		58,529,876	△ 28,007,957	30,521,919
	1 特別会計繰入金	179,884	90,121	270,005

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	58,349,992	△ 28,098,078	30,251,914
14 諸収入		107,740,082	△ 7,644,547	100,095,535
	1 延滞金、加算金及び過料等	501,919	△ 40,292	461,627
	3 貸付金元利収入	85,877,679	△ 7,365,740	78,511,939
	4 受託事業収入	3,809,522	△ 829,701	2,979,821
	5 収益事業収入	4,716,245	△ 1,055,682	3,660,563
	7 雑入	12,832,282	1,646,868	14,479,150
15 県債		181,989,800	△ 33,227,685	148,762,115
	1 県債	181,989,800	△ 33,227,685	148,762,115
歳 入 合 計		1,389,923,246	14,133,473	1,404,056,719

歳 出				
(単位：千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,110,640	△ 47,578	2,063,062
	1 議会費	2,110,640	△ 47,578	2,063,062
2 総務費		76,901,487	21,315,553	98,217,040
	1 総務管理費	44,598,971	19,896,143	64,495,114
	2 企画費	7,552,860	△ 162,528	7,390,332
	3 地域振興費	8,998,506	2,085,720	11,084,226
	4 徴税費	8,842,530	△ 97,482	8,745,048
	5 選挙費	4,180,030	△ 303,834	3,876,196
	6 防災費	1,726,781	△ 53,633	1,673,148
	7 統計調査費	586,625	△ 52,460	534,165
	8 人事委員会費	197,480	△ 3,644	193,836
	9 監査委員費	217,704	7,271	224,975
3 民生費		143,225,236	1,449,400	144,674,636
	1 社会福祉費	109,234,956	2,602,476	111,837,432
	2 児童福祉費	33,237,829	△ 1,217,259	32,020,570
	4 災害救助費	390,995	64,183	455,178
4 衛生費		275,911,875	△ 1,715,626	274,196,249
	1 公衆衛生費	219,288,836	317,928	219,606,764
	2 環境衛生費	3,022,994	△ 466,927	2,556,067

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 環境保全費	4,012,879	△ 77,831	3,935,048
	4 保健所費	1,951,713	79,944	2,031,657
	5 医薬費	45,159,705	△ 1,579,669	43,580,036
	6 病院費	2,475,748	10,929	2,486,677
5 労働費		3,427,458	△ 415,458	3,012,000
	1 労政費	356,643	△ 7,201	349,442
	2 職業訓練費	2,042,457	△ 108,516	1,933,941
	3 雇用対策費	879,604	△ 300,902	578,702
	4 労働委員会費	148,754	1,161	149,915
6 農林水産業費		33,154,160	981,920	34,136,080
	1 農業費	7,681,159	△ 310,781	7,370,378
	2 畜産業費	2,149,555	△ 36,388	2,113,167
	3 水産業費	2,392,784	105,691	2,498,475
	4 農地費	9,127,323	1,392,144	10,519,467
	5 林業費	11,803,339	△ 168,746	11,634,593
7 商工費		122,654,390	3,967,688	126,622,078
	1 商業費	2,519,947	28,630	2,548,577
	2 工鉱業費	112,895,709	△ 8,675,635	104,220,074
	3 観光費	7,238,734	12,614,693	19,853,427
8 土木費		126,418,593	6,965,562	133,384,155
	1 土木管理費	9,396,037	△ 711,187	8,684,850

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋梁費	43,557,167	4,338,511	47,895,678
	3 河川海岸費	53,798,781	2,839,426	56,638,207
	4 港湾費	9,548,886	1,252,923	10,801,809
	5 都市計画費	8,120,733	△ 667,753	7,452,980
	6 住宅費	1,041,616	△ 410	1,041,206
	7 空港費	955,373	△ 85,948	869,425
9 警察費		62,646,898	△ 788,319	61,858,579
	1 警察管理費	58,244,624	△ 740,831	57,503,793
	2 警察活動費	4,402,274	△ 47,488	4,354,786
10 教育費		188,973,626	△ 3,321,214	185,652,412
	1 教育総務費	30,286,739	△ 593,857	29,692,882
	2 小学校費	53,428,848	△ 400,421	53,028,427
	3 中学校費	31,981,967	△ 448,886	31,533,081
	4 高等学校費	50,372,744	△ 1,491,090	48,881,654
	5 特別支援学校費	16,240,364	△ 371,280	15,869,084
	6 大学費	4,799,838	△ 10,303	4,789,535
	7 社会教育費	1,481,042	△ 17,771	1,463,271
	8 保健体育費	382,084	12,394	394,478
11 災害復旧費		48,199,970	△ 18,245,573	29,954,397
	1 農林水産施設災害復旧費	13,045,170	△ 3,250,965	9,794,205
	2 土木施設災害復旧費	34,999,711	△ 14,948,666	20,051,045

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 公共施設災害復旧費	135,089	△ 26,676	108,413
	4 教育施設災害復旧費	20,000	△ 19,266	734
12 公債費		147,886,035	△ 1,227,103	146,658,932
	1 公債費	147,886,035	△ 1,227,103	146,658,932
13 諸支出金		155,212,878	5,214,221	160,427,099
	1 地方消費税清算金	76,262,000	△ 3,571,000	72,691,000
	2 個人県民税所得割交付金	258,000	△ 9,000	249,000
	3 利子割交付金	417,000	36,000	453,000
	4 配当割交付金	1,760,000	781,000	2,541,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	1,690,000	1,074,000	2,764,000
	6 法人事業税交付金	4,864,000	1,614,000	6,478,000
	7 地方消費税交付金	62,675,000	5,041,000	67,716,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	485,806	26,194	512,000
	10 環境性能割交付金	1,386,000	△ 88,000	1,298,000
	11 軽油引取税交付金	5,414,973	310,027	5,725,000
歳 出 合 計		1,389,923,246	14,133,473	1,404,056,719

第2表 繰越明許費補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費			44,000	3,004,932
	1 総務管理費		44,000	194,508
		公舎管理費	0	44,181
		庁舎等整備・補修費	44,000	121,977
		国際化推進事業費	0	28,350
	2 企画費		0	11,220
		美術館・縮景園管理運営費	0	11,220
	3 地域振興費		0	2,787,399
		地籍調査費	0	380,466
		都市圏魅力創造戦略推進事業費	0	84,000
		サッカースタジアム等整備事業費	0	2,109,797
		体育施設管理費	0	19,883
		生活交通確保対策費	0	193,253
	6 防災費		0	11,805
防災対策費		0	11,805	
3 民生費			0	442,101
	1 社会福祉費		0	350,079

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		民生委員費	0	30,480
		障害者社会参加推進費	0	17,362
		障害者自立支援推進事業費	0	2,000
		社会福祉施設整備費補助金	0	300,237
	2 児童福祉費		0	92,022
		子育て支援対策費	0	84,237
		児童福祉施設整備費補助金	0	7,785
4 衛生費			935,519	43,218,121
	1 公衆衛生費		935,519	42,868,961
		感染症予防対策費	935,519	42,703,532
		保健指導諸費	0	7,800
		不妊治療等支援事業費	0	157,629
	2 環境衛生費		0	90,000
		水道施設対策費	0	90,000
	3 環境保全費		0	231,435
		地球温暖化対策推進費	0	12,917
		再生可能エネルギー普及促進費	0	15,000
		環境対策費	0	15,425
自然公園等施設整備・維持修繕費		0	113,949	

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		廃棄物適正処理推進費	0	74,144
	5 医薬費		0	27,725
		医療施設等整備費補助金	0	27,725
5 労働費			0	13,500
	3 雇用対策費		0	13,500
		就業支援対策費	0	13,500
6 農林水産業費			1,858,643	14,349,034
	1 農業費		466,803	866,904
		総合維持修繕費	0	5,196
		農林水産物等販売促進対策費	0	140,764
		園芸産地構造改革推進事業費	0	253,031
		管理運営費	466,803	467,913
	2 畜産業費		0	1,120,462
		家畜衛生対策費	0	1,120,462
	3 水産業費		200,000	1,060,199
		漁港維持修繕費	0	20,612
		漁港改良費	0	66,732
		漁港改修費	0	307,575
		漁業集落環境整備費	0	15,040

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		漁港海岸保全施設整備費	0	133,740
		港整備交付金	200,000	516,500
	4 農地費		0	5,507,678
		農業農村整備調査費	0	36,951
		三川ダム管理費	0	6,300
		農村基盤整備推進事業費	0	310,561
		かんがい排水事業費	0	135,933
		基幹水利施設補修事業費	0	301,381
		圃場整備事業費	0	1,619,718
		農道整備事業費	0	432,272
		畑地帯総合整備事業費	0	56,175
		農業集落排水事業費	0	58,188
		基盤整備促進事業費	0	335,808
		受託工事費（農村整備）	0	8,356
		海岸保全施設等維持補修費	0	77,329
		海岸保全施設整備事業費	0	65,100
		溜池等整備事業費	0	1,889,058
		受託工事費（農地等保全管理）	0	174,548
	5 林業費		1,191,840	5,793,791

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		林道整備事業費	0	13,977
		育成林整備事業費	0	644,299
		機能回復整備事業費	0	11,182
		森林居住環境整備事業費	0	449,949
		林業・木材産業等競争力強化対策事業費	0	311,434
		治山施設維持修繕費	52,800	416,034
		小規模崩壊地復旧事業費	0	381,495
		山地治山事業費	0	930,299
		災害関連緊急治山事業費	446,040	306,495
		治山激甚災害対策特別緊急事業費	693,000	2,141,313
		直轄治山事業費負担金	0	187,314
7 商工費			1,252,000	23,286,760
	2 工鉦業費		1,252,000	5,845,000
		中小企業支援対策費	110,000	4,703,000
	3 観光費		0	17,441,760
		観光客誘致促進費	0	17,441,760
8 土木費			19,552,313	79,992,185
	1 土木管理費		23,915	2,178,033
		総合維持修繕費	0	389,085

款	項	事業名	金額		
			補正前	補正後	
		県土防災対策緊急事業費	0	1,681,700	
		市町土木工事受託費（災害）	0	30,000	
		建築物耐震化促進事業費	5,915	59,248	
	2 道路橋梁費			1,909,158	24,191,784
		広島高速道路公社出資金・貸付金	0	1,550,000	
		道路改修費	0	1,395,692	
		交通安全施設費（単独）	0	117,134	
		道路災害防除費	742,611	6,481,306	
		除雪費	64,167	73,185	
		交通安全施設費（補助）	0	1,464,157	
		道路改良費（単独）	0	4,125,143	
		道路改修計画調査費	0	32,870	
		市町交付金（改良）	0	9,000	
		道路改良費（補助）	1,102,380	8,943,297	
	3 河川海岸費			16,787,524	43,608,485
		河道浚渫費	0	3,160,000	
		護岸等修繕費	0	2,980,000	
		河川改良費	0	2,062,708	
		河川改修費	773,250	3,964,250	

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		都市小河川改修費	0	48,000
		高潮対策費（河川）	140,000	409,500
		河川情報基盤緊急整備事業	0	180,600
		河川災害関連事業費	2,642,800	4,921,818
		堰堤改良事業費	0	477,080
		市町土木工事受託費（河川）	0	358,715
		砂防施設維持修繕費	0	1,188,843
		地すべり防止施設維持修繕費	0	350
		急傾斜地維持修繕費	0	36,122
		通常砂防費（単独）	0	304,015
		急傾斜地崩壊対策事業費（単独）	0	426,404
		通常砂防費（補助）	535,500	4,146,214
		地すべり対策砂防費（補助）	0	3,990
		急傾斜地崩壊対策事業費（補助）	430,474	3,018,073
		砂防関係事業調査費	0	92,668
		地域防災がけ崩れ対策事業費	0	9,225
		土砂災害情報相互通報システム整備事業費	0	1,986,810
		海岸保全施設維持修繕費	0	43,000
		高潮対策費（海岸）	0	193,200

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		港湾海岸保全施設費	180,000	1,511,400
	4 港湾費		606,335	5,971,477
		港湾維持修繕費	0	931,763
		港湾補修費	0	155,000
		港湾改良費	0	804,312
		港湾改修費	606,335	3,024,600
		港湾環境整備事業費	0	64,718
		港整備交付金事業費	0	773,000
		市町土木工事受託費（港湾）	0	218,084
	5 都市計画費		225,381	4,032,131
		街路事業費（単独）	0	278,094
		街路事業費（補助）	0	2,996,936
		公園維持修繕費	0	21,720
		公園事業費（単独）	0	73,500
		公園事業費（補助）	210,000	646,500
	7 空港費		0	10,275
		広島ヘリポート整備費（単独）	0	10,275
9 警察費			0	18,559
	1 警察管理費		0	13,271

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		財産管理費	0	13,271
	2 警察活動費		0	5,288
		交通安全施設整備費	0	5,288
10 教育費			0	984,966
	1 教育総務費		0	609,444
		学校教育指導費	0	313,763
		教育情報化推進事業費	0	61,931
		国際化教育推進事業費	0	2,646
		私学振興補助金	0	231,104
	4 高等学校費		0	233,860
		学校運営費	0	179,550
		学校改修整備費	0	49,510
		学校維持修繕費	0	4,800
	5 特別支援学校費		0	61,200
		学校運営費	0	61,200
	7 社会教育費		0	61,762
		文化財保存事業費補助金	0	44,482
		歴史民俗資料館費	0	9,820
		歴史博物館費	0	7,460

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
	8 保健体育費		0	18,700
		学校保健体育費	0	18,700
11 災害復旧費			7,468,362	25,940,051
	1 農林水産施設災害復旧費		148,200	8,848,701
		過年発生災害農林水産施設復旧費	0	423,434
		現年発生災害農林水産施設復旧費	148,200	286,500
		過年発生災害農業施設復旧費	0	4,781,667
		現年発生災害農業施設復旧費	0	2,500,000
		過年発生災害林道復旧費	0	122,100
		現年発生災害林道復旧費	0	735,000
	2 土木施設災害復旧費		7,263,562	17,029,496
		現年発生災害土木施設復旧費（単独）	0	241,600
		過年発生災害土木施設復旧費	4,968,906	9,027,449
		現年発生災害土木施設復旧費（補助）	2,294,656	7,760,447
	3 公共施設災害復旧費		56,600	61,854
		現年発生災害公園施設復旧費	56,600	61,854
合 計			31,110,837	191,250,209

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
サッカースタジアム等整備事業	—	—	令和4年度から 令和6年度まで	1,802,549
県立学校施設整備事業	—	—	令和5年度	76,794

第4表 地方債補正

(追加及び変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	37,399,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	39,375,100	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	13,162,300	同	上	同上	5,909,700	同	上	同上
単独災害復旧事業	1,856,100	同	上	同上	1,732,700	同	上	同上
直轄災害復旧事業	—	—	—	—	459,400	同	上	同上
学校教育施設等整備事業	1,145,200	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	978,800	同	上	同上
社会福祉施設整備事業	1,828,200	同	上	同上	1,759,400	同	上	同上
イノベーション創出促進事業	149,700	同	上	同上	135,000	同	上	同上
公共施設等管理事業	2,408,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以	同上	同	1,866,100	同	上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
		降に繰り延べることができる。						
都市圏魅力創造戦略推進事業	84,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	63,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
生活交通確保対策事業	10,700	同	同上	同上	10,700	同	同上	同上
児童福祉施設整備事業	20,100	同	同上	同上	20,700	同	同上	同上
環境対策事業	44,500	同	同上	同上	17,300	同	同上	同上
自然公園等整備事業	96,200	同	同上	同上	62,200	同	同上	同上
県立広島大学整備事業	392,700	同	同上	同上	353,400	同	同上	同上
高等技術専門校整備事業	1,200	同	同上	同上	1,000	同	同上	同上
漁港改良事業	77,000	同	同上	同上	57,700	同	同上	同上
広島高速道路公社出資	875,000	同	同上	同上	787,500	同	同上	同上
都市生活環境整備特別対策事業	3,900	同	同上	同上	2,900	同	同上	同上
港湾改良事業	1,624,500	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以	同上	同上	1,245,900	同	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
		降に繰り延べることができる。						
交番・駐在所庁舎建設事業	309,900	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	123,100	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
交通安全施設整備事業	798,500	同	上	同上	同	上	同上	同
警察施設整備事業	158,600	同	上	同上	同	上	同上	同
私立学校施設耐震化整備事業	4,900	同	上	同上	同	上	同上	同
公園整備事業	361,500	同	上	同上	同	上	同上	同
合併特例事業	1,385,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	同上	同	上	同上	同	同上
防災対策事業	23,443,300	同	上	同上	同	上	同上	同
地方道路等整備事業	10,696,400	同	上	同上	同	上	同上	同
臨時高等学校整備事業	2,029,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同	同上	同	上	同上	同	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
		発行を含む。)						
水道用水供給事業出資	1,089,900	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	875,400	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
広島高速道路公社特別転貸	875,000	同	上	同上	同	上	同上	同
災害援護資金貸付事業	3,200	同	上	0	同	上	0	同
臨時財政対策	77,956,000	同	上	8.5以内	同	上	8.5以内	同
退職手当	1,700,000	同	上	同上	同	上	0	
合 計	181,989,800				148,762,115			

追第 2号議案

令和 3 年度広島県証紙等特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度広島県証紙等特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 81,904千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,745,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 証紙代金収納計器収入		2,639,096	81,904	2,721,000
	1 証紙代金収納計器収入	2,639,095	42,187	2,681,282
	2 繰越金	1	39,717	39,718
歳 入 合 計		2,663,096	81,904	2,745,000

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 証紙代金収納計器繰出金		2,639,096	81,904	2,721,000
	1 証紙代金収納計器繰出金	2,639,096	81,904	2,721,000
歳 出 合 計		2,663,096	81,904	2,745,000

追第 3号議案

令和 3 年度広島県管理事務費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度広島県管理事務費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,469千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 610,580千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理事務費収入		600,111	10,469	610,580
	1 繰越金	1	10,871	10,872
	2 諸収入	600,110	△ 402	599,708
歳 入 合 計		600,111	10,469	610,580

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理事務費		600,111	10,469	610,580
	1 用品調達費	398,058	10,469	408,527
歳 出 合 計		600,111	10,469	610,580

追第 4号議案

令和 3 年度広島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度広島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,218,533千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 264,393,117千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債管理収入		265,611,650	△ 1,218,533	264,393,117
	1 財産収入	636,520	13,078	649,598
	2 繰入金	190,774,130	△ 1,231,611	189,542,519
歳 入 合 計		265,611,650	△ 1,218,533	264,393,117

歳 出		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 公債管理費		265,611,650	△ 1,218,533	264,393,117	
	1 公債管理費	265,611,650	△ 1,218,533	264,393,117	
歳 出 合 計		265,611,650	△ 1,218,533	264,393,117	

追第 5号議案

令和 3 年度広島県国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度広島県国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,000,479千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 252,353,338千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費収入		234,352,859	18,000,479	252,353,338
	2 国庫支出金	61,386,851	4,072,608	65,459,459
	3 前期高齢者交付金	91,366,363	88,529	91,454,892
	5 財産収入	106	421	527
	6 繰入金	13,466,834	859,451	14,326,285
	7 繰越金	1,628,762	12,508,561	14,137,323
	8 諸収入	0	470,909	470,909
歳 入 合 計		234,352,859	18,000,479	252,353,338

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		234,352,859	18,000,479	252,353,338
	1 総務費	24,347	△ 9,721	14,626
	2 国民健康保険運営費	234,102,033	6,964,785	241,066,818
	3 保健事業費	200,000	△ 36,919	163,081
	4 基金積立金	106	421	527
	5 諸支出金	26,373	5,804,603	5,830,976
	6 繰出金	0	101,353	101,353
	7 予備費	0	5,175,957	5,175,957
歳 出 合 計		234,352,859	18,000,479	252,353,338

追第 6号議案

令和 3 年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 97,967千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 597,346千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業支援資金収入		695,313	△ 97,967	597,346
	1 繰入金	41,099	△ 11,015	30,084
	2 繰越金	11,416	9,633	21,049
	3 諸収入	568,798	△ 89,944	478,854
	4 県債	74,000	△ 6,641	67,359
歳 入 合 計		695,313	△ 97,967	597,346

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業支援資金		695,313	△ 97,967	597,346
	1 貸付金	115,098	△ 17,656	97,442
	2 諸支出金	580,215	△ 80,311	499,904
歳 出 合 計		695,313	△ 97,967	597,346

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業支援資金	74,000	証書借入	4.1以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定めるところによる。	67,359	証書借入	4.1以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定めるところによる。
合計	74,000				67,359			

追県第 7号議案

令和 3 年度広島県農林水産振興資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度広島県農林水産振興資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,398千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,720千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金収入		6,379	△ 1,192	5,187
	2 繰越金	6,306	△ 1,192	5,114
2 林業・木材産業改善資金収入		1,590	8,747	10,337
	2 繰越金	1,588	8,711	10,299
	3 諸収入	1	36	37
3 沿岸漁業改善資金収入		1,353	△ 1,157	196
	2 繰越金	1,350	△ 1,157	193
歳 入 合 計		9,322	6,398	15,720

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金		6,379	△ 1,192	5,187
	1 農業改良資金	6,379	△ 1,192	5,187
2 林業・木材産業改善資金		1,590	8,747	10,337
	1 林業・木材産業改善資金	1,590	8,747	10,337
3 沿岸漁業改善資金		1,353	△ 1,157	196
	1 沿岸漁業改善資金	1,353	△ 1,157	196
歳 出 合 計		9,322	6,398	15,720

追県第 8号議案

令和 3 年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 66,293千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 655,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費収入		588,926	66,293	655,219
	1 国庫支出金	33,162	153,078	186,240
	2 財産収入	373,186	△ 122,331	250,855
	3 繰入金	151,845	△ 1,248	150,597
	4 繰越金	27,944	38,157	66,101
	5 諸収入	2,789	△ 1,363	1,426
歳 入 合 計		588,926	66,293	655,219

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費		588,926	66,293	655,219
	1 県営林事業費	588,926	66,293	655,219
歳 出 合 計		588,926	66,293	655,219

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 県営林事業費			153,078
	1 県営林事業費		153,078
		木材生産事業費	153,078
合 計			153,078

追県第 9号議案

令和 3 年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,630,493千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,254,543千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業収入		15,624,050	1,630,493	17,254,543
	2 使用料及び手数料	2,552,183	△ 126,720	2,425,463
	3 財産収入	1,131,113	1,577,652	2,708,765
	4 繰入金	325,286	△ 190,059	135,227
	5 繰越金	1	357,570	357,571
	6 諸収入	101,504	12,050	113,554
歳 入 合 計		15,624,050	1,630,493	17,254,543

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業費		15,624,050	1,630,493	17,254,543
	1 公債費	10,484,864	0	10,484,864
	2 広島港費	3,303,646	8,050	3,311,696
	3 福山港費	448,825	21,986	470,811
	6 諸支出金	1,103,392	1,600,457	2,703,849
歳 出 合 計		15,624,050	1,630,493	17,254,543

第2表 繰越明許費補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 港湾特別整備事業費			910,000	2,022,704
	2 広島港費		910,000	1,792,000
		臨海土地造成事業費	600,000	1,482,000
	3 福山港費		0	173,956
		ふ頭用地造成事業費	0	50,000
		荷役機械整備事業費	0	123,956
	5 地方港湾費		0	56,748
上屋建設事業費		0	56,748	
合計			910,000	2,022,704

第3表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾特別整備事業	11,266,300				11,266,300			
福山港整備事業	591,100	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	591,100	証書借入及び証券発行 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
尾道糸崎港整備事業	225,300	同上	同上	同上	225,300	同上	同上	同上
地方港湾整備事業	437,500	同上	同上	同上	437,500	同上	同上	同上
合計	11,266,300				11,266,300			

追県第10号議案

令和3年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）

令和3年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ188,260千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,046,103千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月21日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業収入		5,234,363	△ 188,260	5,046,103
	1 使用料及び手数料	3,036,335	△ 95,784	2,940,551
	2 国庫支出金	604,411	28,426	632,837
	3 財産収入	1,825	△ 162	1,663
	4 繰入金	1,190,760	△ 47,359	1,143,401
	5 繰越金	19,579	96,477	116,056
	6 諸収入	2,353	1,442	3,795
	7 県債	379,100	△ 171,300	207,800
歳 入 合 計		5,234,363	△ 188,260	5,046,103

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		4,219,144	△ 169,700	4,049,444
	1 県営住宅事業費	4,219,144	△ 169,700	4,049,444
2 公債費		1,015,219	△ 18,560	996,659
	1 公債費	1,015,219	△ 18,560	996,659
歳 出 合 計		5,234,363	△ 188,260	5,046,103

第2表 繰越明許費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 県営住宅事業費			88,000	290,106
	1 県営住宅事業費		88,000	290,106
		住宅建設費	88,000	290,106
合計			88,000	290,106

第3表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅建設事業	379,100	証書借入及び証券発行 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	207,800	証書借入及び証券発行 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合計	379,100				207,800			

追県第11号議案

令和3年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116,787千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ355,267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月21日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金収入		472,054	△ 116,787	355,267
	1 繰越金	218,384	△ 89,575	128,809
	2 諸収入	253,670	△ 27,892	225,778
	3 繰入金	0	680	680
歳 入 合 計		472,054	△ 116,787	355,267

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金		472,054	△ 116,787	355,267
	1 高等学校等奨学金	472,054	△ 116,787	355,267
歳 出 合 計		472,054	△ 116,787	355,267

追県第12号議案

令和3年度広島県病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和3年度広島県病院事業会計補正予算（第3号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度広島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）		（補 正 前）	（補 正）	（計）
(3)	年 間 患 者 数			
	入 院	205,308 人	△ 20,936 人	184,372 人
	外 来	296,496 人	3,428 人	299,924 人
(4)	一 日 平 均 患 者 数			
	入 院	562 人	△ 57 人	505 人
	外 来	1,225 人	14 人	1,239 人
(5)	主 要 な 建 設 改 良 事 業			
	県立広島病院整備事業	318,336 千円	△ 72,518 千円	245,818 千円
	機械器具及び備品整備費	1,804,795 千円	△ 1,550 千円	1,803,245 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款	病 院 事 業 収 益	28,574,344 千円	520,916 千円	29,095,260 千円
第1項	医 業 収 益	23,084,919 千円	△ 13,631 千円	23,071,288 千円
第2項	医 業 外 収 益	5,459,425 千円	534,547 千円	5,993,972 千円
支 出				
第1款	病 院 事 業 費 用	27,174,111 千円	198,437 千円	27,372,548 千円
第1項	医 業 費 用	26,657,973 千円	214,305 千円	26,872,278 千円
第2項	医 業 外 費 用	461,295 千円	2,081 千円	463,376 千円

第3項 特別損失 54,843千円 △ 17,949千円 36,894千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,762,323千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,716千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,759,607千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(補正前の額)	(補正額)	(計)
収入				
第1款	資本的収入	2,994,398千円	△ 80,214千円	2,914,184千円
第1項	企業債	2,050,100千円	△ 125,700千円	1,924,400千円
第3項	負担金	896,530千円	7,456千円	903,986千円
第5項	補助金	17,869千円	33,030千円	50,899千円
第6項	寄附金	0千円	5,000千円	5,000千円
支出				
第1款	資本的支出	4,752,868千円	△ 76,361千円	4,676,507千円
第1項	建設改良費	2,158,308千円	△ 76,361千円	2,081,947千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条列記中限度額「2,050,100千円」を「1,924,400千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条列記中職員給与費「13,245,146千円」を「13,240,844千円」に改め、交際費「540千円」を「360千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条本文中「4,401,459千円」を「4,843,004千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第8条 予算第10条本文中「8,131,000千円」を「8,425,000千円」に改める。

令和4年2月21日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

追県第13号議案

令和3年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度広島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）		（補 正 前）	（補 正）	（計）
(1)	年 間 総 給 水 量	130,139,080 m ³	△ 258,500 m ³	129,880,580 m ³
(2)	一 日 平 均 給 水 量	356,545 m ³	△ 708 m ³	355,837 m ³
	工 業 用 水 道	274,545 m ³	△ 708 m ³	273,837 m ³
(4)	主 要 な 建 設 改 良 事 業			
	太田川東部工業用水道事業	1,374,417 千円	△ 426,437 千円	947,980 千円
	沼田川工業用水道事業	166,266 千円	△ 17,934 千円	148,332 千円
	太田川東部工業用水道第2期事業	148,601 千円	△ 45,680 千円	102,921 千円
	太田川東部工業用水道第2期拡張事業	64,015 千円	△ 7,200 千円	56,815 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款	工 業 用 水 道 事 業 収 益	3,134,500 千円	53,784 千円	3,188,284 千円
第1項	営 業 収 益	2,997,829 千円	△ 27,529 千円	2,970,300 千円
第2項	営 業 外 収 益	136,671 千円	81,313 千円	217,984 千円
支 出				
第1款	工 業 用 水 道 事 業 費 用	2,965,290 千円	10,154 千円	2,975,444 千円
第1項	営 業 費 用	2,844,012 千円	△ 87,710 千円	2,756,302 千円
第2項	営 業 外 費 用	117,278 千円	97,864 千円	215,142 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 935,864千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,671千円、減債積立金 373,744千円、過年度分損益勘定留保資金 242,552千円及び当年度分損益勘定留保資金 291,897千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,277,213 千円	△ 307,473 千円	969,740 千円
第1項 企業債	807,800 千円	△ 191,700 千円	616,100 千円
第2項 補助金	19,665 千円	△ 19,665 千円	0 千円
第3項 工事負担金	144,400 千円	△ 15,400 千円	129,000 千円
第4項 受託金	305,347 千円	△ 82,278 千円	223,069 千円
第5項 関連収入	1 千円	1,570 千円	1,571 千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,403,714 千円	△ 498,110 千円	1,905,604 千円
第1項 建設改良費	1,757,316 千円	△ 498,110 千円	1,259,206 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条列記中限度額「807,800千円」を「616,100千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条列記中職員給与費「270,103千円」を「319,449千円」に改める。

令和4年2月21日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和3年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度広島県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）		（補 正 前）	（補 正）	（計）
(1)	土 地 造 成 事 業			
	土 地 造 成 事 業 費	697,230 千円	△ 26,205 千円	671,025 千円
	箕 島 地 区 土 地 造 成	249,002 千円	△ 3,052 千円	245,950 千円
	本 郷 地 区 土 地 造 成	408,228 千円	△ 23,153 千円	385,075 千円
(2)	土 地 売 却			
	土 地 売 却 収 益	1 千円	16,399 千円	16,400 千円
	安 浦 地 区	0 m ²	1,000 m ²	1,000 m ²

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款	土 地 造 成 事 業 収 益	123,787 千円	△ 16,482 千円	107,305 千円
第1項	営 業 収 益	1 千円	16,399 千円	16,400 千円
第2項	営 業 外 収 益	123,786 千円	△ 38,491 千円	85,295 千円
第3項	特 別 利 益	0 千円	5,610 千円	5,610 千円
支 出				
第1款	土 地 造 成 事 業 費 用	298,383 千円	△ 49,137 千円	249,246 千円
第1項	営 業 費 用	218,306 千円	△ 41,549 千円	176,757 千円
第2項	営 業 外 費 用	79,077 千円	△ 7,588 千円	71,489 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 9,946,348千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29,747千円及び過年度分損益勘定留保資金 9,916,601千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
収 入					
第1款	資 本 的 収 入	2,051,811 千円	△	17,951 千円	2,033,860 千円
第1項	企 業 債	2,046,000 千円	△	14,100 千円	2,031,900 千円
第2項	受 託 金	5,810 千円	△	4,628 千円	1,182 千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金	0 千円		1 千円	1 千円
第5項	負 担 金	0 千円		776 千円	776 千円
支 出					
第1款	資 本 的 支 出	12,011,041 千円	△	30,833 千円	11,980,208 千円
第1項	土 地 造 成 費	697,230 千円	△	26,205 千円	671,025 千円
第2項	受 託 工 事 費	5,811 千円	△	4,628 千円	1,183 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条列記中限度額「2,046,000千円」を「2,031,900千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第7条列記中職員給与費「92,167千円」を「97,516千円」に改める。

令和4年2月21日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

追県第15号議案

令和3年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度広島県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）		（補 正 前）	（補 正）	（計）
(1)	年 間 総 給 水 量	78,222,940 m ³	700,779 m ³	78,923,719 m ³
(2)	一 日 平 均 給 水 量	214,309 m ³	1,920 m ³	216,229 m ³
(4)	主 要 な 建 設 改 良 事 業			
	広島水道用水供給施設建設事業	5,790,030 千円	△ 1,145,156 千円	4,644,874 千円
	広島西部地域水道用水供給施設建設事業	396,396 千円	△ 121,351 千円	275,045 千円
	沼田川水道用水供給施設建設事業	1,347,738 千円	△ 134,969 千円	1,212,769 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款	水 道 用 水 供 給 事 業 収 益	11,449,391 千円	80,555 千円	11,529,946 千円
第1項	営 業 収 益	10,386,675 千円	40,851 千円	10,427,526 千円
第2項	営 業 外 収 益	1,062,716 千円	36,844 千円	1,099,560 千円
第3項	特 別 利 益	0 千円	2,860 千円	2,860 千円
支 出				
第1款	水 道 用 水 供 給 事 業 費 用	9,440,518 千円	134,785 千円	9,575,303 千円
第1項	営 業 費 用	8,834,702 千円	△ 150,288 千円	8,684,414 千円
第2項	営 業 外 費 用	598,593 千円	285,248 千円	883,841 千円
第3項	特 別 損 失	4,223 千円	△ 175 千円	4,048 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5,515,257千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 165,795千円、減債積立金 118,556千円、建設改良積立金 2,222,070千円、過年度分損益勘定留保資金 490,775千円及び当年度分損益勘定留保資金 2,518,061千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
収 入				
第1款 資 本 的 収 入	3,329,194 千円	△	597,854 千円	2,731,340 千円
第1項 出 資 金	1,089,900 千円	△	214,500 千円	875,400 千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	10,649 千円	△	10,649 千円	0 千円
第3項 補 助 金	1,513,327 千円	△	158,879 千円	1,354,448 千円
第4項 受 託 金	715,317 千円	△	213,826 千円	501,491 千円
支 出				
第1款 資 本 的 支 出	9,651,099 千円	△	1,404,502 千円	8,246,597 千円
第1項 建 設 改 良 費	7,559,766 千円	△	1,401,530 千円	6,158,236 千円
第3項 補 助 金 返 還 金	2,972 千円	△	2,972 千円	0 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条列記中職員給与費「720,931千円」を「818,889千円」に改める。

令和4年2月21日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和3年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度広島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）		（補 正）	（計）
(4) 建設改良事業				
太田川流域下水道建設事業	191,389千円	△	28,466千円	162,923千円
芦田川流域下水道建設事業	879,136千円	△	85,029千円	794,107千円
沼田川流域下水道建設事業	1,204,246千円	△	319,151千円	885,095千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款 流域下水道事業収益	8,946,677千円	△	59,625千円	8,887,052千円
第1項 営業収益	5,284,139千円	△	70,788千円	5,213,351千円
第2項 営業外収益	3,657,162千円		12,657千円	3,669,819千円
第3項 特別利益	5,376千円	△	1,494千円	3,882千円
支 出				
第1款 流域下水道事業費用	8,938,341千円	△	76,333千円	8,862,008千円
第1項 営業費用	8,659,147千円	△	101,645千円	8,557,502千円
第2項 営業外費用	253,999千円		42,937千円	296,936千円
第3項 特別損失	22,195千円	△	17,625千円	4,570千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 827,533千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,838千円、過年度分損益勘定留保資金 466,648千円及び当年度分損益勘定留保資金 356,047千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入

及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
収 入				
第1款 資 本 的 収 入	2,769,886 千円	△	387,855 千円	2,382,031 千円
第1項 企 業 債	561,800 千円	△	95,300 千円	466,500 千円
第2項 補 助 金	1,660,320 千円	△	151,624 千円	1,508,696 千円
第3項 工 事 負 担 金	547,765 千円	△	141,244 千円	406,521 千円
第4項 関 連 収 入	1 千円		312 千円	313 千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	0 千円		1 千円	1 千円
支 出				
第1款 資 本 的 支 出	3,642,210 千円	△	432,646 千円	3,209,564 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,274,771 千円	△	432,646 千円	1,842,125 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条列記中限度額「561,800千円」を「466,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条列記中職員給与費「141,888千円」を「152,214千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条本文中「1,568,861千円」を「1,596,680千円」に改める。

令和4年2月21日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

